

県下の交通事故

(平成9年11月20日現在)

年別	区分	発生件数	死者	傷害
平成8年		5,045件	91人	6,586人
平成9年		5,713件	96人	7,625人
比較		+668件	+5人	1,039人



◇ 第120号 ◇
 発行所
 〒400 甲府市丸の内一丁目9-11
 県民会館2階
 財団法人 山梨県交通安全協会
 TEL 甲府 (0552) 32-4682
 (0552) 37-7827



事故後逆方向に停車する事故車両(中央道)

12月10日(水)~1月10日(土)

運動の重点

- 一、飲酒運転の絶滅
- 二、若者と高齢者の交通事故防止
- 三、シートベルト着用の徹底

年末年始の交通事故防止県民運動

年末年始は、交通が混雑しあわただしさも加わり、また飲酒の機会も多くなるなど、毎年交通事故が多発しています。県交通安全本部・県交通安全推進協議会が主催し、県警、市町村、県交通安全協会等関係機関、団体が中核となり、本県独自の運動として、「県民総ぐるみで「年末年始の交通事故防止県民運動」を行うものです。

全国の交通事故による死者は、十一月二十日現在、八千三百八十六人で、昨年同期より二百八十九人減少しており、昨年と同様に死者数を一万人以下に抑えることは可能な状況です。

しかし、本県の交通事故死者は、十一月二十日現在で、九十六人で、昨年同期より五人増加し、昨年の百十一人を超えることは必至の状況です。



安全のために
 中央自動車道
 西宮線、富士吉田線

本県における高速道路等は、中央自動車道、西宮線、富士吉田線を合わせて百二十六・八キロ、それに自動車専用道路である東富士五湖道路分が十三・八キロです。これらの道路における今年の交通事故は、十一月二十日現在、一八一件発生し、死者八人、負傷者三六三人となっています。この事故の原因は主に速度超過と脇見運転です。そこで高速道路等における運転は他

故も含まれていますが、死亡事故等につながりやすいため「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を励行しましょう。

●若者と高齢者の死亡事故は、十一月二十日現在、死者が二十人、高齢者が二十七人となっており、両者を合わせると四十七人となります。全死者における若者と高齢者の占める割合は四八・九%と高率になっており、死者数を大幅に押し上げていますので注意しましょう。

●シートベルトの着用率は、本年九月二十九日に、県警等が実施した調査結果によると八〇・七%と高率で、秋の全国交通安全運動中とはいえない状態です。県内車と県外車別では同じ八〇・八%でした。が、十一月二十日現在の死亡事故の着用率は二九・八%と低く、「シートベルトは命綱」を忘れないようにしましょう。

「死亡事故多発」県警で緊急対策

十一月四日現在、県内の交通事故死者は九十六人と前年同期を十人上回り、この死亡事故多発を憂慮した県警は、死亡事故の抑止のため、十一月十五日から四十六日間「交通安全月間」を設け、死亡事故防止緊急対策本部を設置し、県警本部

車への迷惑も考えて、次の高速運転五則の励行をお願いします。

高速安全運転 五則の励行

県警高速道路警察隊長 深沢友康



第一は、安全速度を守ることです。これはどんな場合でも事故を避けることのできる速度で運転すること。第二は、十分な車間距離をとることです。中央自動車道はトンネル等の一部を除き規制速度は八〇キロですが、この速度の場合は八〇メートル以上の車間距離が必要になります。第三は、割り込みをしないことです。後続車の急ブレーキ、急ハンドルの誘因となり事故につながります。第四は、脇見運転をしないことです。一番多い脇見事故は渋滞等で前車が停止した時に対応できず発生しています。第五は、路肩を走行しないことです。渋滞時には特に



県警と県安協共催の三十九回県中学生交通安全全弁論大会が十七名が参加し、開催されました。

演題や論旨は、自身の事故体験や親族、友人等の事故事例から交通安全を自分の問題と考え、事故防止を実践する訴えが多く、教訓となりました。

▼元気に車を運転し家を出た父親が、居眠り運転の車と衝突し二時間後病院で無言の対面をし、便利に必要な車に無性に怒りを感じ、また、いところが高速度バイクにひかれ両足に重傷を負い、一生消えない心の傷をもち、運転手や天命をのろう悲痛な心情も吐露されました。

▼中国旅行の体験で、車と歩行者が同じ道路を使用する中国より、歩車道が分離し信号機完備の日本の方が交通事故が多いのは、運転手等の緊張感と集中力が欠如と喝破した意見もありました。

▼今年の優勝者は、「イエローカード・何これ」の演題で、自転車の正しい乗り方やマナーを守らない中学生等に注意を喚起するため、警察が違反者を初めて取り締まるとの新聞記事に共鳴し、自転車の安全走行を誓う論旨が評価されました。

▼感受性豊かな中学生が人命の尊厳を知り、交通ルールを守ることと、心にゆとりと他人への思いやりの心をもった運転が必要との主張が各論旨の底流にあり、大人への警鐘となりました。



交通安全運動出動式 (県交対協)



秋の全国交通安全運動



参加・体験型講習で安全運転を再確認 (南甲府)



保育園児によるレーダー作戦 (甲府)



交通安全フェスティバルを開催 (荳崎)



高齢者と園児の交通安全教室 (小笠原)



寸劇で交通安全 (鰍沢)



ゲートボールの前に交通安全学科テスト (長坂)



夕暮交通安全教室で反射材の効果を確認 (市川)



シートベルト着用キャンペーン (南部)



車いす利用者にやさしい運転を (日下部)



親子ふれあい交通安全保育フェア (石和)



祈願祭で交通安全運動がスタート (都留)



交通安全ゲートボール大会開会式 (塩山)



外国人教師も園児レーダー作戦に参加 (大月)



効果的な推進方策を打合せ (富士吉田)



こちらも国際色豊かに街頭指導 (上野原)



各地区安協窓口で販売しております。

安協活動の活発化を協議

峡北、峡南ブロック会議

県下の各交通安全協会では、地域の交通安全事故実態や特殊性を発表しあい、交通安全活動を効果的に進めたいと、数回協議の正副会長で構成されるブロック会議を毎年開催して意見交換を行い現場の活動に生かしています。

小笠原、荳崎、長坂の三交通安全協会が構成する峡北地区ブロック会議が、十月十四日大泉村内の施設で、また鰍沢、南部、市川の三交通安全協会が構成する峡南地区ブロック会議は、十一月二十七日市川大門町内の施設で開催されました。

会議には、講師、助言役として県警本部望月虎雄交通部長、県安協の奈良田幸夫専務理事、管内警察署長らが出席したほか、各ブロック内の安協正、副会長等が参加しました。

今後の安協活動のあり方と民間のボランティア団体である交通安全協会の諸活動を、管内の地域住民に正しく理解され協力を得られるような諸方策についても話し合いました。

今後、甲府、峡東、郡内地区でもこの種のブロック会議を開催することになっています。

自転車の安全運転宣言

県下15高校生徒会

ドライバーの皆さん、前を行く二人乗りの自転車が行くついて、あわや交通事故に巻き込まれる危険な状況です。このような「ヒヤリ・ハット」の体験の中で、交通弱者として、歩行者とともに保護されている自転車が、昨今ではそのマナーの悪さから「交通加害者だ」という声の聞かれることしきりです。

県警では、自転車の無謀運転による交通事故を防ぐため、本年九月から「イエローカード」制度を新設して、違反者の指導取締りを強めています。特に、自転車、原付バイク、普通車と段階を経て、車社会の中で大きく成長していく高校生の時代に、交通のルールとマナーをしっかりと身につけて励行することが、自分自身のためにも何より大切なことです。

こうしたことから、県内では自転車による交通ルールとマナーの向上を図ろうという気運が高まっています。十一月十七日までに、県下十五の高等学校生徒会で「自転車安全運転宣言」を行い、高校生としての自覚のもとに、二人乗り、無灯火、信号無視、右側通行などの違反をしないことを誓い合いました。

「安全宣言」をした生徒会は次のとおりです。

湯田、荳崎、塩山、荳崎工業、須玉商業、日本航空学園、第一商業、甲府南、巨摩、増穂商業、吉田、甲府商業、富士河口湖、市川、富士学苑

地区代表17人が熱弁

第39回県下中学生弁論大会

県警本部と県安協主催の第三十九回山梨県中学生交通安全弁論大会が十月八日、甲府市内のニュー山梨県中学生交通安全弁論大会で、山梨県警本部、財団法人山梨自動車学校、山梨県交通安全協会が主催し、山梨県内各中学校から選ばれた十七人が交通安全の必要性を訴えました。

審査の結果、甲府東中学校二年の幡野亜紀さんが発表した「イエローカード?何これ」との弁論は、時宜を得た鋭い論旨が認められて優勝し、山梨県知事賞を受けました。

準優勝の県議会議長賞、県警本部賞、交通安全協会賞は、河口湖北中学校二年倉澤あゆみさん、中富中学校三年伊藤知範君、勝沼中学校二年佐藤智美さんがそれぞれ受賞しました。

各論旨を集約しますと「交通ルールを守る」「心にゆとりを持つ」「思いやりの心を持つ」「油断をしない」ことを励行すれば、交通事故防止が可能との訴えでした。

★各車種の免許(大型・普通・大特・けん引の各第一種、第二種免許及び普通二輪免許)の取得ができます。

★早朝・夕方・日曜その他あなたの生活条件に合わせた教習が受けられます。

財団法人
山梨県交通安全協会経営
公認 **山梨自動車学校**

中巨摩郡八田村野牛島1828
(運転免許センター内)
TEL (0552) 85-0752

高齢運転者標識の普及を図る

市川安協

市川署(坂本誠署長)と市川安協(八木吉治会長)では、道交法改正により、七十五歳以上の高齢ドライバーが、車へ取り付けるよう努めることになった「高齢運転者標識」の普及を図るため、十月二十九日、同署においてシルバードライバーズクラブリーダー三十五人に標識を交付して、七十五歳以上のドライバーへの指導をお願いしました。



高齢運転者標識